

スポーツ振興法の一部を改正する法律案

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たつては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（プロスポーツの選手の競技技術の活用）

第十六条の二 国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たつては、プロスポーツの選手の高度な競技技術が我が国におけるスポーツに関する競技水準の向上及びスポーツの普及に重要な役割を果たしていることにかんがみ、その活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 理由

最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じ  
るため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの  
選手の競技技術の活用への適切な配慮について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由であ  
る。